

安城市農業委員会議事録（定例会）	
日 時	令和 3 年 4 月 2 2 日（木） 開会 午後 2 時 3 0 分 閉会 午後 3 時 3 0 分
会 場	安城市役所 さくら庁舎第 3 6 会議室
委員会を構成 する委員数	法第 8 条による委員数 1 4 名 法第 1 8 条による委員数 2 8 名
出席委員数	法第 8 条による委員数 1 4 名 法第 1 8 条による委員数 2 8 名
欠席委員	なし
議長	会長 林 茂樹
事務局	岩瀬事務局長、鶴見事務局次長、近藤事務局課長、杉浦係長、 松井主査、市川主査、細井主査、田中主査、曾我主事
議事録署名者	2 中尾 充紀 委員 8 都築 英治 委員

会議の記録

午後 2 時半、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の 2 名を指名

議事録署名者は 2 中尾 充紀 委員 8 都築 英治 委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第 1 第 1 3 号議案 農地法第 3 条の規定による申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第 1 第 1 3 号議案農地法第 3 条の規定による申請についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号 1 2 の 1 件です。申請内容は、売買です。譲受人の理由は、農業経営規模の拡大を図るためです。譲渡人の理由は、相手方の要望によるためです。

下限面積要件、耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しておりまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

申請面積につきましては、田 2, 8 1 7 m²です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第 2 第 1 4 号議案 農地法第 5 条の規定による申請について

上記の議題について曾我主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第 2 第 1 4 号議案 農地法第 5 条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号 2 4 から 3 6 までの 1 3 件です。転用行為別に見ますと、物流倉庫の建設が 2 件、分家住宅が 6 件、資材置場が 1 件、緑地及び通路が 1 件、自己用住宅が 1 件、粘土採掘場 2 件です。

面積につきましては、田 2 8, 0 8 7 m²、畑 2, 6 9 1. 5 7 m²、合計 3 0,

778. 57 m²です。

それでは、説明案件に移ります。今回の説明案件は受付番号24、25です。土地の所有権移転と賃借権の設定で申請を分けている都合上、1事業で2つの申請になっております。

申請日は令和3年4月5日、同日農業委員会受付となっております。本案件は、受人が、渡人の所有する農地を転用し、物流倉庫の建設をするものです。受人は現在一般貨物の運送業務を行っていますが、母体である●●グループ全体の生産の増加、取引先への入出品量の増加に伴い物流拠点となる倉庫の建築が急務となり、本申請を検討するに至りました。

申請人、申請地、農地区分及び許可基準については、お配りしたA3両面刷り2つ折りの資料をご覧ください。

資料1について申請の概要を記載していますが、最下段の立地基準・許可基準について資料2を用いて説明いたします。申請地は10ha以上の農地に接していることから立地基準・第1種農地とみております。隣地地目や土地の形状は資料3でご確認いただけます。なお、申請地内にある水路につきましては北方向道路沿いに迂回工事を行い、機能を保全した上で、一体利用地として事業に供します。許可基準に関しましては、申請地が県道と接している流通業務施設であることです。また、●●町にある●●グループ本社付近を中心に物流拠点としての適地を探しましたが見つからず、やむを得ず申請地を選定したこととしております。事業期間につきましては、令和3年6月1日から着工し、令和4年4月31日に完成する計画となっております。

土地利用計画については、資料4でご説明します。紙面の都合上北が図面左側となりますのでご注意ください。

周辺農地等に係る支障の有無についてですが、申請地隣接地は道路となるため、隣接農地はありません。

排水計画について、汚水雑排水は敷地西側及び南側の浄化槽から道路側溝へ放流します。雨水については敷地内の集水桝及び排水溝にて集水後、雨水貯留槽へいったん貯留し、順次南側新設側溝へ放流する計画となっております。許可後は、前述のとおり遅滞なく申請農地をその用途に供する予定です。

また、申請者は資金計画についても支障なく、転用行為を行うために必要な資金があると判断しています。

本件以外で申請面積1,000 m²以上の案件について、該当案件は受付番号29、35、36です。別紙A4の地図にてご確認ください。

説明案件を含む13件いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上支障がないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第3 第15号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第3第15号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号6の1件です。内容審査及び現地調査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

面積については、田10,277㎡、畑191㎡、合計10,468㎡です。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 報告第4号 専決処分について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第4報告第4号 専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号11から15の5件です。転用行為の概要は、住宅の建築が1件、駐車場の設置が3件、住宅敷地の拡張及び駐車場の新設が1件です。面積は、田1,805㎡、畑904㎡の合計2,709㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号30から39の10件です。転用行為別にみますと、住宅の建築が4件、共同住宅の建築が4件、住宅及び倉庫の建築が1件、障害者施設の建築が1件です。面積は、田5,177.95㎡、畑1,459.64㎡の合計6,637.59㎡となっております。

農地法5条の申請の中でNo.38、39が同じ土地の申請となっております。

こちらは、アパートが建っており、その部屋一室一室に対して地上権設定を行っているケースとなっております。その為、転用行為といたしましては共同住宅を建築した際に行った行為のみとなっております。こういった申請は、登記が田のまま変更されておらず、農地転用申請にて所有権移転を行うケースの場合に起こります。登記が農地のため、このような申請がなされました。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号23から112の90件です。解約事由別にみますと、売却するため4件、他者に賃貸するため2件、利用権を設定するため76件、自作するため3件、労力不足のため2件、高齢により耕作困難のため3件です。面積は、田183, 837㎡、畑1, 696㎡の合計185, 533㎡となっております。

No.27から102までは、矢作安城工区において地域集積協力金（地域全体が農地の集積・集約化に取り組むことに対し交付されるもの）のために農地利用集積円滑化事業（JAを間に挟んだ所有者と耕作者の賃貸借）を農地中間管理事業に利用権を変更するための解約となります。

最後に、事業計画変更についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号1から2の2件です。変更の事由としましては、新規採掘場を追加し、同時に今まで採掘場として利用していた部分を通路として継続利用するため、一時転用の許可期限を延長するが1件、通路として利用していた部分を新規採掘場に追加、または通路として継続利用するため、一時転用の許可期限を延長するが1件です。面積は、変更前田13, 937㎡、変更後田14, 993㎡となっております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

・令和3年度安城市農業委員会活動計画（案）について

では、1ページ、資料1をご覧ください。

まず、この活動計画というのは、農業委員会等に関する法律の第6条に規定される農業委員会の所掌事務のうち、本市農業委員会が実際に行う活動の概要を記載することにより、その年の活動を前もってご認識いただくために作成しているものでございます。そして、ご覧いただいている1ページからのものが、令和3年度の計画（案）です。

ここに挙げた各事業名の下には、令和３年度の予算額と、カッコ内には前年度、すなわち令和２年度の決算額を記載しております。

では、内容について順にご説明いたします。

前文に続いてまず、「１農地の権利移動、転用等」でございますが、例年どおり、毎月の定例会で農地法に基づく許可等を審査します。表には、１月の定例会でもご報告いたしました農地法３条、４条及び５条関係の実績を記載しております。

続きまして、「２農地の保全」については、農地パトロール、広報紙等を通じて啓発活動を行うとともに、不耕作地についての意向確認や無断転用の指導を行います。予算額８８万２千円は、農地利用状況調査の謝礼分でございます。

続きまして、２ページに移りまして「３農業振興地域の整備に関する法律及び農地法等申請に伴う現地調査」については、農振除外及び農地転用に伴う現地調査につきまして、毎月２名の農業委員の方にご協力いただき、実施してまいります。予算額１６万８千円は、その日当となっております。

また、農地法第３条の申請につきましては、事務局で現地確認をいたしますが、地域における農業の取組みを阻害するような権利取得を排除するため、地元の農地利用最適化推進委員の現地調査を、意見書の作成に付随して個別にお願いすることもあります。

次に、「４農地等利用関係紛争処理」につきましては、農地等の利用関係に係る紛争防止のために、及び当事者からの和解仲介の申出があった時は、会長が指名する３人の仲介委員が和解の仲介を行います。

続きまして、「５農地移動適正化あっせん」につきましては、農業委員会が農業振興地域内の農用地の売買を希望する農家の間に立ち、あっせんを行います。この場合の売り手には譲渡税の特別控除（８００万円）のメリットがありますが、売り手は買い手を指定できず、また、あっせん委員会が指定する、その売買する農地に隣接または近接の農地で耕作している担い手でなければ原則として買い手にはなれません。ちなみに最近では、平成２７年度に１件の申出があり、成立しておりますが、昨年度の実績はございません。

続きまして、「６農地の利用集積と集約化の促進」につきましては、農地中間管理事業による賃借権等の設定を推進することにより、担い手の経営規模拡大と生産性の高い農業経営を確立するため、対象農地の掘り起こしと効率的な利用を促進します。

続きまして、３ページをご覧ください。「７粘土採掘場現地調査」につきましては、これまで同様、春・秋の年２回実施し、農地利用最適化推進委員それぞれ４名ずつご出席いただきます。予算５万６千円は、その謝礼の合計額となっております。

続きまして、「８農地相談会」につきましては、年１回程度、愛知県西三河事務所にご協力をいただきまして、職員を派遣していただき実施する予定です。

次に、「９農地の賃借料情報の提供」につきましては、過去１年間における農地の実勢賃借料を調査し、農地の賃貸借契約を締結する際の目安となるよう、平均額・最高額・最低額を市公式ウェブサイトで公表します。ちなみにこの表は、２月の農業委員会でもご説明いたしましたが、令和元年１１月からのおよそ１年間の賃借料情報を集計し、現在、目安として公表しているものでございます。

次に、「１０経営改善支援」でございしますが、認定農業者の経営改善のため必要となる情報の収集及び提供、研修会や意見交換会を行うとともに、家族経営協定の普及推進を図ります。

なお、（１）と（２）には、令和３年１月現在の認定農業者数及び家族経営協定締結農家数を記してございますが、このうち（２）につきましては、２月に１家族が新たに家族経営協定を締結しましたので、１月の農業委員会で報告した内容よりも１件増えております。

続いて、４ページに移りまして、「１１農業者年金普及」では、年１回愛知県農業会議の担当者を招き、説明会や相談会を行う予定です。現在、新制度に加入している方で受給前の方は４７人と、前年度と変わっておりませんので、引き続き普及活動の推進にご協力をお願いします。

続きまして、「１２新規参入促進」については、地域において新たに農業経営に参入する話がございましたら、地域における受入条件の調整や整備を図るとともに、後見人等の役割をお願いいたします。

続きまして、「１３農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見の提出」につきましては、令和３年度内の本格的な活動はないかもしれませんが、当面、２４期体制の終わりごろに、市長へ提出することを目標としたいと考えております。

最後に、「１４ その他」として、「先進地視察及び研修」についてでございますが、表にはこれまでの実績が記載してあります。なお、令和３年度以降の視察等につきましては、この運営委員会でもたびたび話題にまいりましたとおり、感染症の影響を考慮しながら方針を決定するということになってまいります。また、視察に限らず、その他の活動計画につきましても、コロナ禍の収束がなければ、昨年度と同じように中止や延期をせざるを得ないこともあるかもしれません。

この件についての説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡・報告事項について次のとおり説明があった。

1 令和2年度生産調整の実施結果について

上記の議題について柴立主事から次のとおり説明があった。

説明させていただきます。農務課振興係の柴立と申します。

5ページの資料2をご覧ください。令和2年度生産調整の実施結果になります。水稻の作付率が100%以内であれば生産調整が達成していることになります。面積の集計については、属人で面積集計しております。担い手さんが一部土地を持ち込んだため若干水稻面積が増えました。

安城市全体で生産数量目標を達成しているかで判断するため安城市全体としては、96.2%になり生産調整は達成しています。

令和2年度生産調整の実施結果については以上になります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

2 市民ふれあい農園開設等支援事業補助金について

上記の議題について田中主査から次のとおり説明があった。

市民ふれあい農園開設等支援事業について説明させていただきます。資料3、6ページをご覧ください。

本事業の目的ですが、農家の方等が開設する市民ふれあい農園の整備又は拡充を財政的に支援することで「農」を介した市民の交流を促進するとともに、農業体験を通して食料と農業に関する理解を深めることで、安城市の農業の持続可能な発展と優良農地の保全を図る、ということを目的にしています。

制度の内容ですが、まず、要件としては、記載のアからカの6つがあり、開設方法や開園継続年数、運営方法等が定められています。

次に、補助対象は市民農園の開設者を対象にしています。また、対象経費ですが、こちらは市民農園を開設または改修するためにかかる経費を対象にしております。農園の整備費、施設整備費、広報費等が対象となります。補助金額は、補助対象経費の1/2以内で、1農園当たり80万円が上限額となっております。

市民農園を開設したいという方が周囲にいらっしゃいましたらお手数ではございますが、ご周知、ご活用いただきますようお願い致します。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

3 里親農家制度について

上記の議題について田中主査から次のとおり説明があった。

里親農家制度について説明させていただきます。資料4、7ページをご覧ください。

この制度は、安城市独自の補助事業「食料・農業・交流推進事業」における新たなメニューの一つとして、令和3年度より開始したものになります。内容は、市内で新規就農者を指導する方、または無償でトラクタなどの農機具を提供いただける方を「里親農家」として登録し、その方々に対して補助を行うものです。詳細につきましてはチラシの方に記載してありますので、ご覧いただきまして里親農家になっていただければいいかなという方がいらっしゃいましたら、ぜひご案内いただきますよう、よろしくお願いします。

議長が質疑を諮ったところ、次のとおり質問があった。

○鳥居 英持推進委員

資料4の最後の里親農家につきまして、安城市の近年の状況はどのようになっていますか。

○田中主査

里親農家としまして新規就農される方が独自に見つけてこられて、無償で教えていただける状況もありまして、そういった方々に補助ができればいいなという思いから、今年度ですね昨年度からJAさんや普及課さんに相談させていただきながら今年度からそういった方に少しでも補助させていただけるようにと始めさせていただいたものです。

○鳥居 英持推進委員

まだ実績はないですか。

○田中主査

まだ始めたばかりで登録などもこれから推進していければという状況です。

議長が再度質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

4 番以降について、次のとおり杉浦係長から説明があった。

まず、「4」の「農業委員会会長・事務局長会議」でございますが、5月18日（火）に、名古屋銀行協会で開催されますので、会長が出席をされ、事務局長が随行をいたします。

「5」ですが、恒例の「ふれあい田んぼアート2021」でございますけれども、昨年度中止しております。今年度におきましては5月23日（日）に決定しております。しかしながら、コロナ禍でございますので、一般の参加者は募集せず、農林高校、営農有志、市農務課などで田植えを行う予定です。

次に、「6 提出物」でございますが、先月の定例会でお知らせいたしましたとおり、農業委員会活動記録簿集計表の提出をお願いします。

次に、「7 配付物」につきましては、今年度の安城市職員名簿ができ上がりましたので、お配りいたしました。

最後に、「8」、次回の予定ですが、5月24日（月）の午後1時30分から、安城市役所さくら庁舎2階の第37会議室で運営委員会を、午後2時30分から第36会議室で定例会を開催します。

連絡・報告事項につきましては、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時30分、議長は閉会を宣する。